

表 1 (令和5年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R5	福祉部 福祉総務課	長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	1,370	R5.4 ～ R6.3	老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を、長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（計画期間：令和6年度～令和8年度）として一体的に策定する。	高齢者の福祉に関する事項を調査審議する長崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会における審議を経て策定した。 第9期計画においては、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進するとともに、制度の持続可能性を維持するために地域の課題を分析してサービス提供体制等を構築することや、高齢者になるべく要介護状態とならずに自立した生活を送ってもらうための取組みを進める。	なし (配付済)
2	R5	福祉部 障害福祉課	長崎市第5期障害者基本計画	1,420	R5.4 ～ R6.3	障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針や目標を定める長崎市第5期障害者基本計画（計画期間：令和6年度～令和10年度）を策定する。	障害者及び障害福祉サービス等提供事業所を対象としたアンケート調査の実施により課題及びニーズを把握するとともに、附属機関である長崎市障害者施策推進協議会における審議を経て策定した。 今後、関係機関等とも連携を図りながら、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため、各種施策の効果的な展開を図る。	なし (配付済)
3	R5	福祉部 障害福祉課	長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画	1,376	R5.4 ～ R6.3	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備及び円滑な実施を確保するため、長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定する。	障害者及び障害福祉サービス等提供事業所を対象としたアンケート調査の実施により課題及びニーズを把握するとともに、附属機関である長崎市障害者施策推進協議会における審議を経て策定した。 本計画の方針に沿って、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保等に努め、障害者等に対する支援の充実を計画的に推進する。	なし (配付済)
4	R5	市民健康部 地域保健課	第2期長崎市自殺対策計画	0	R5.4 ～ R6.3	自殺対策基本法に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、具体的な行動計画として策定している長崎市自殺対策計画が令和5年度で計画期間満了となるため、第2期長崎市自殺対策計画を策定する。	第3次健康長崎市民21の計画における健康分野の一つである「こころの健康」の中で基本方針や自殺対策の方向性を定め、関係課と協議のうえ行動計画を策定した。 今後は関係機関等と連携、協力しながら計画の推進を図る。	あり

表 1 (令和5年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
5	R5	市民健康部 感染症対策室	長崎市感染症 予防計画	0	R5.4 ～ R6.3	新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に改正感染症法が公布された。それに伴い保健所設置市等も国が定める基本指針や県が定める予防計画に即して予防計画の策定が義務付けられたことから、新たに「長崎市感染症予防計画」として策定したものの。	国の基本指針や県の予防計画を踏まえた上で、県が設置する長崎県感染症対策委員会にて意見を聴取するとともに、パブリックコメントを実施し策定した。 今後は、長崎県感染症対策委員会において定期的な計画の進捗管理を行うとともに、必要時には長崎市保健所運営協議会においても報告を行う。	あり
6	R5	市民健康部 健康づくり課	第2次長崎市歯科 口腔保健推進計画	344	R5.2 ～ R6.3	歯科口腔保健の推進を通して市民の健康の維持・増進を図るために、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき定められた基本的事項(第二次)を踏まえ、第2次長崎市歯科口腔保健推進計画を策定した。	長崎市歯科疾患実態調査等の分析に加え、長崎市歯科口腔保健推進審議会での意見を踏まえ、第2次長崎市歯科口腔保健推進計画を策定した。 今後は関係機関等と連携、協力しながら計画の推進を図る。	あり
7	R5	市民健康部 健康づくり課	第3次健康長崎市民21	496	R5.1 ～ R6.3	すべての市民が健やかでこころ豊かに生活できる活気あるまちの実現をめざして、健康増進法に基づき、国、県の計画を踏まえ、第3次健康長崎市民21を策定した。	市民健康意識調査等の分析や健康長崎市民21市民推進会議等での意見を踏まえ、第3次健康長崎市民21を策定した。 今後は関係機関等と連携、協力しながら計画の推進を図る。	あり

表 2 (令和6年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R6	こども部 こども政策課	長崎市こども計画	9,361	R5.4 ~ R7.3	こども基本法第10条に基づき、市町村は市町村こども計画を定めるよう努力義務が定められたため、策定するもの。	令和4年度に策定した長崎市子どもの貧困対策推進計画、第3期長崎市子ども・子育て支援事業計画等を合わせたこども計画を一体的に作成することで、市民に対してこども施策全体を分かりやすいものとし、具体的な取組み目標を定め、こどもまんなか社会の推進を図る。